うわさの健康情報

2025年6月作成

シリーズ「自動車運転での労災を防ぐ」

（その4）産業医と交通労災防止

産業医が行うべきことは、労働安全衛生規則第14条に書かれています。

❶ 健康診断、その結果に基づく措置
❷ 長時間労働者に対する面接指導、その結果に基づく措置
❸ ストレスチェック・高ストレス者への面接指導、その結果に基づく措置
④ 作業環境の維持管理
⑤ 作業管理
⑥ 上記以外の労働者の健康管理
⑦ 健康教育、健康相談、労働者の健康の保持増進措置
⑧ 衛生教育
⑨ 労働者の健康障害の原因の調査、再発防止
※ ●・・・具体的措置を、産業医以外の他の医師に委ねることができる。

例えば、

❶ 健康診断、その結果に基づく措置
の業務を産業医が行っていて、
現病歴のところに運転とかかわる病気が書かれていることに気付いたとします。
幻覚が出る可能性のある精神疾患や、てんかんや、認知症や、
血糖値が下がり過ぎて意識が遠のく可能性がある疾患や、
急に眠気が来る睡眠時無呼吸症候群や、薬で眠気が来る花粉症などが挙げられると思います。
その人が仕事や通勤で運転して大丈夫なのかという面からも思いをはせてみましょう。
健康診断の結果だけでは運転の可否を判断できないときは、
労働者本人と面談することも有用です。

❷ 長時間労働者に対する面接指導、その結果に基づく措置
❸ ストレスチェック・高ストレス者への面接指導、その結果に基づく措置
これらの面接指導では、仕事や通勤での運転に支障がないかということも確認しましょう。